

川崎都市計画メールマガジンのご案内

川崎市では、都市計画手続やまちづくりに関する意見交換などのお知らせについて、市ホームページをはじめ、市政だより、掲示物等でお知らせしているほか、御希望される方に川崎都市計画メールマガジンを配信しています。

受付でお配りいたしました、『川崎都市計画素案説明会等のお知らせ』裏面にメルマガ登録QRコードを掲載しておりますのでご覧ください。



メルマガ登録QRコード

《メールマガジン送信イメージ》

都市計画素案説明会等のお知らせ

A horizontal line of alternating black and white diamond shapes.

『川崎都市計画メールマガジン』

このメールマガジンでは、川崎市の都市計画手続きや都市計画に関するイベント等のお知らせを配信しています。

【都市計画素案説明会等のお知らせ】

川崎都市計画用途地域の変更（〇〇地区）ほか関連案件

〇〇地区について、用途地域の変更ほか関連案件の都市計画を変更いたします。

■ 案件の概要について

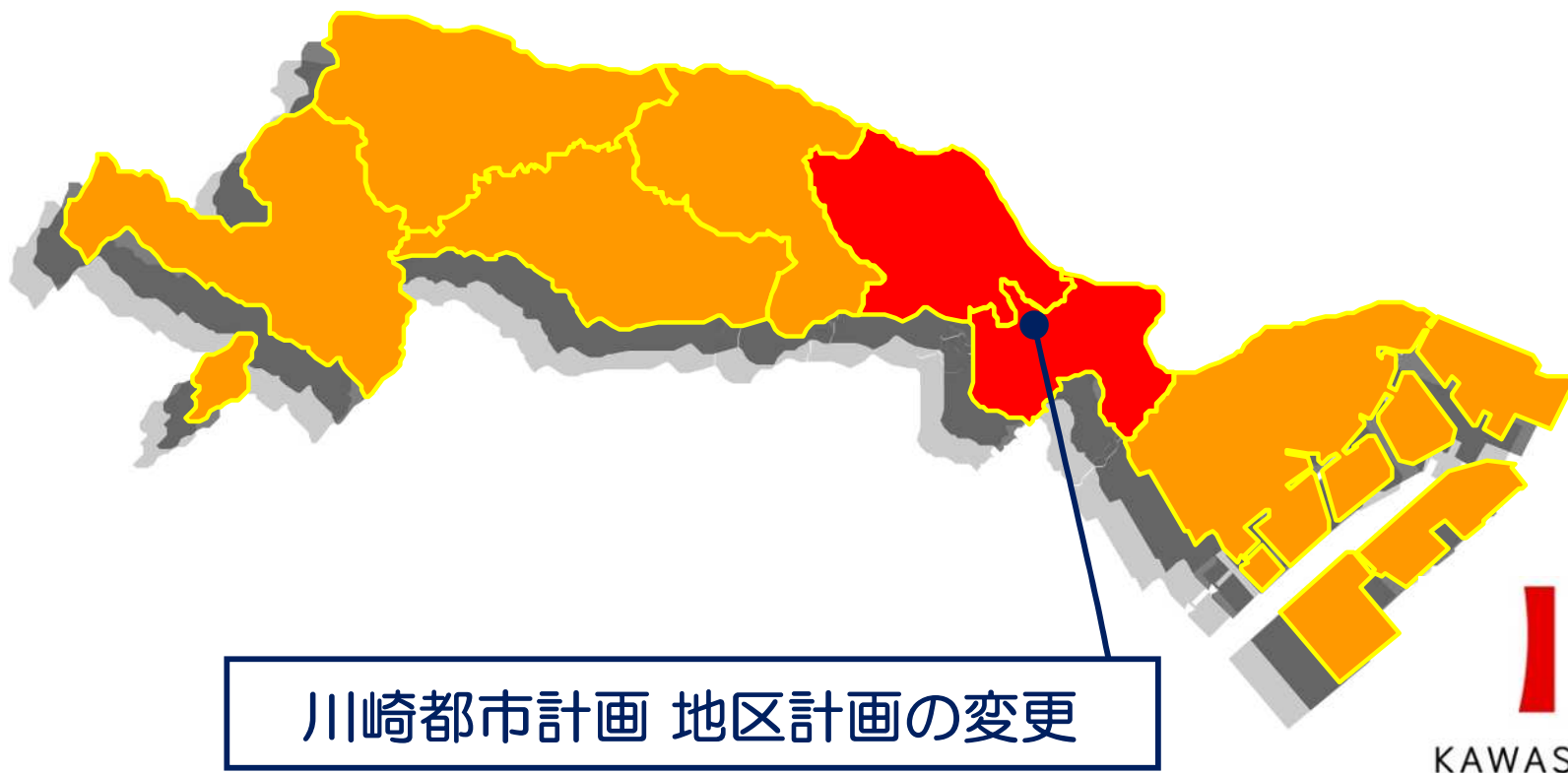
- ①用途地域の変更
- ②高度地区の変更
- ③地区計画の決定

・説明会等のお知らせにつきましては市サイトに掲載しておりますのでご確認ください。

<http://000000000000000000000000.html>

川崎都市計画素案説明会

(新川崎地区)



日時：令和8年7月16日（木）午後7時00分～午後8時30分
場所：かわさき新産業創造センター AIRBIC 1階会議室

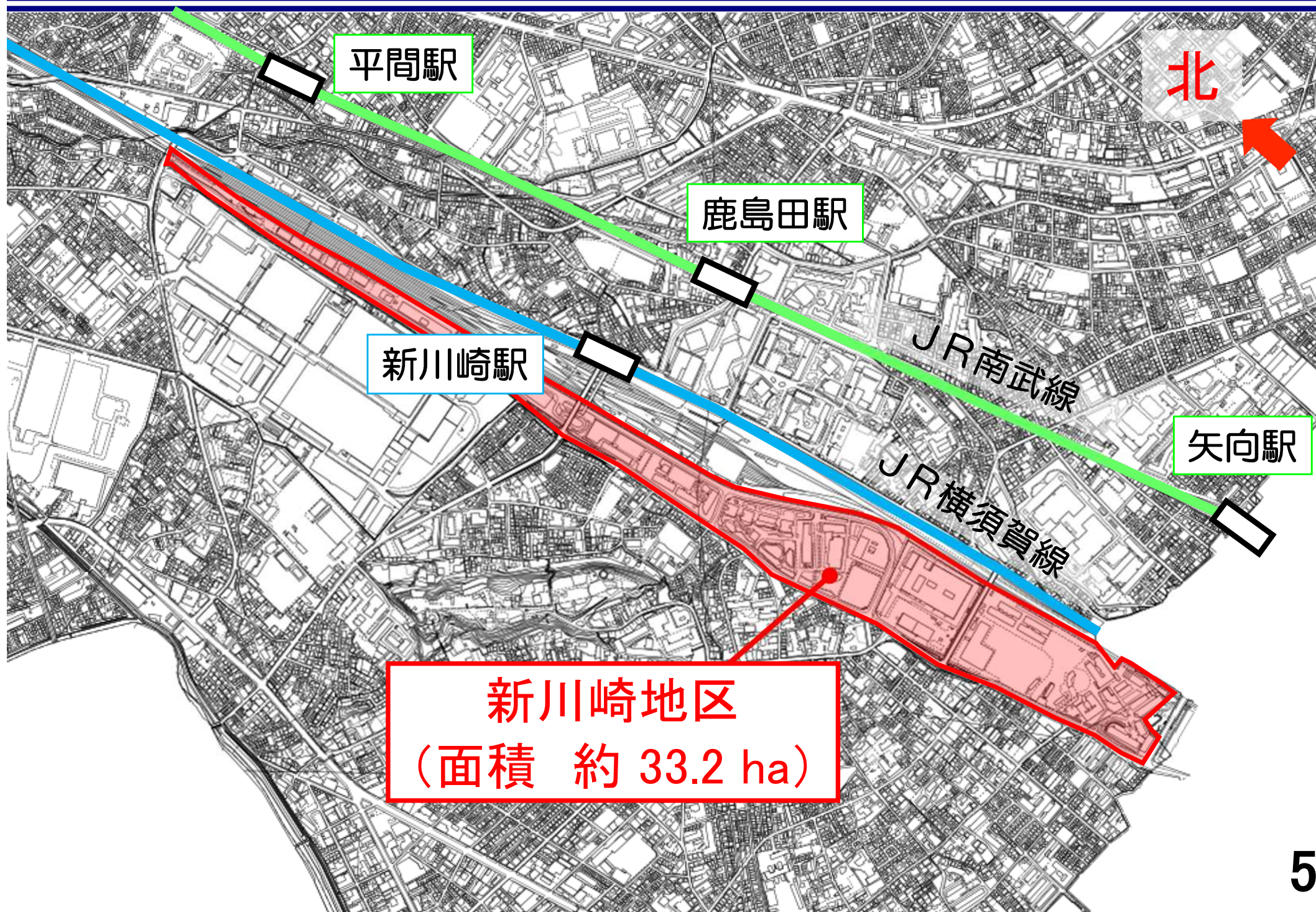
- 1 地区の概況**
- 2 事業概要**
- 3 都市計画素案**
- 4 今後の都市計画手続**

1 地区の概況

- (1) 周辺の状況
- (2) 上位計画の位置付け
- (3) これまでの経緯

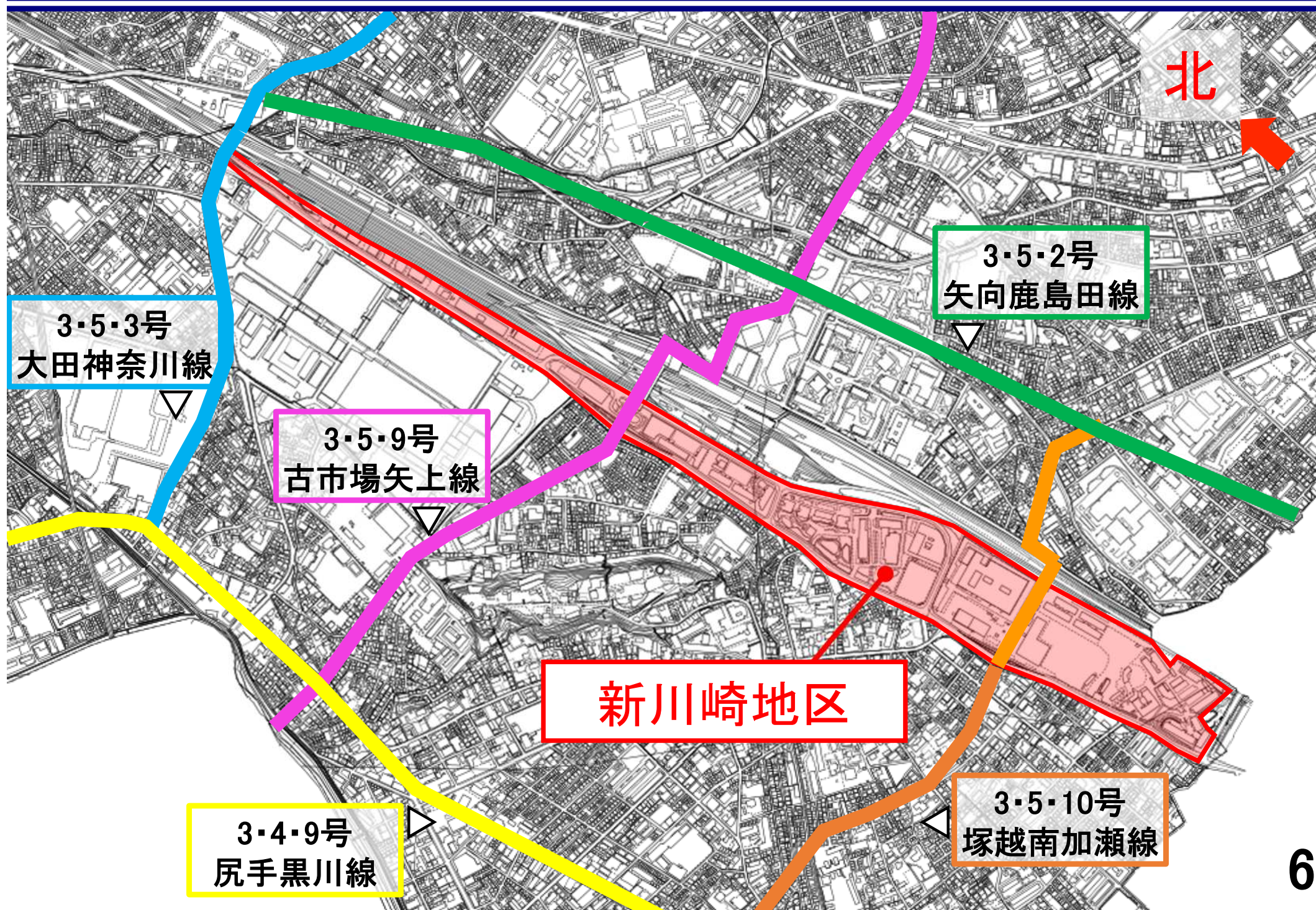
(1) 周辺の状況

新川崎地区



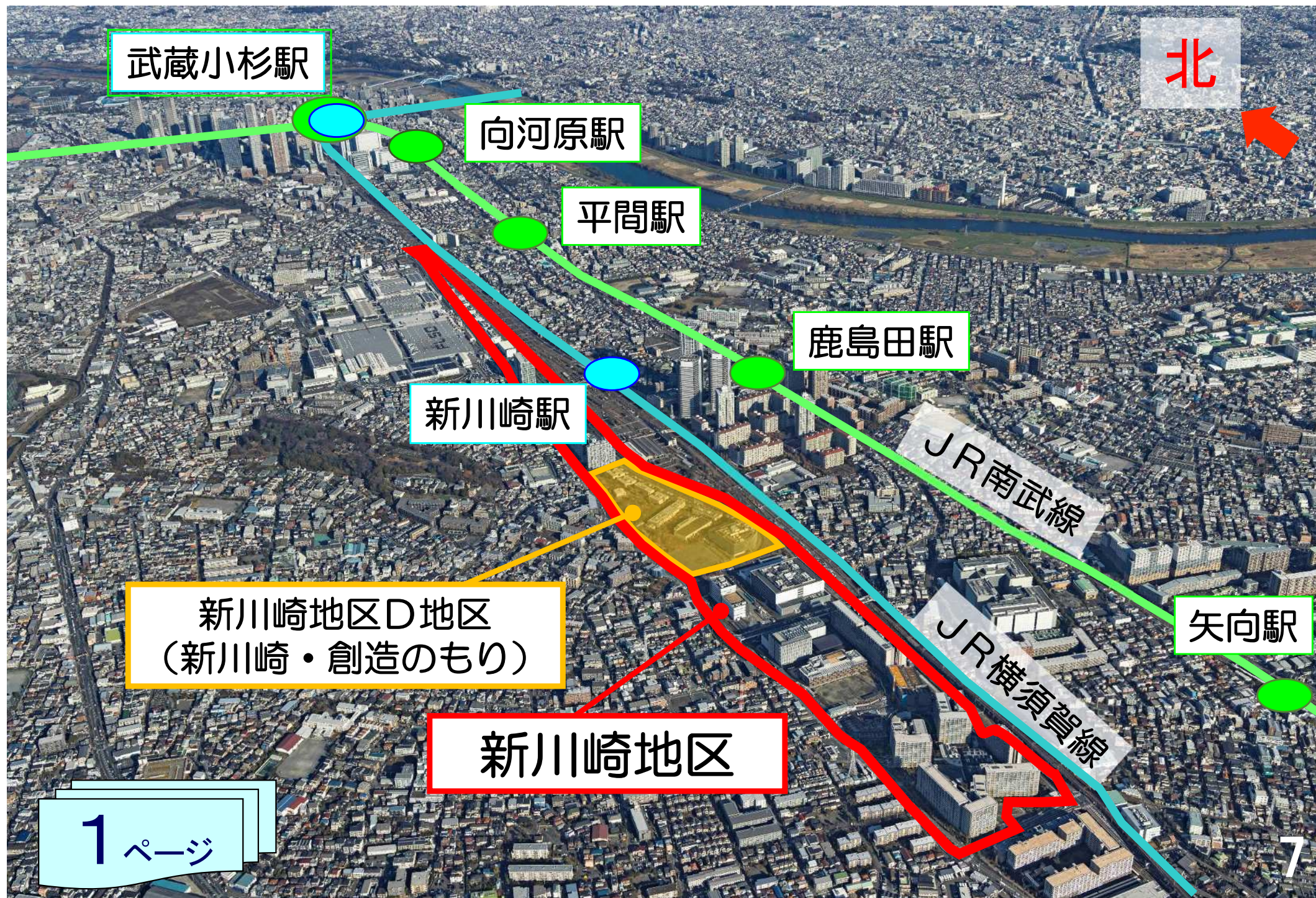
(1)周辺の状況

新川崎地区



(1) 周辺の状況

新川崎地区



(2) 上位計画の位置付け

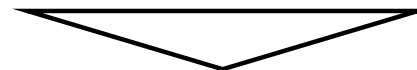
新川崎地区

川崎市総合計画(第4期実施計画) (令和8年3月策定)



川崎市総合計画

- ・本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めたもの



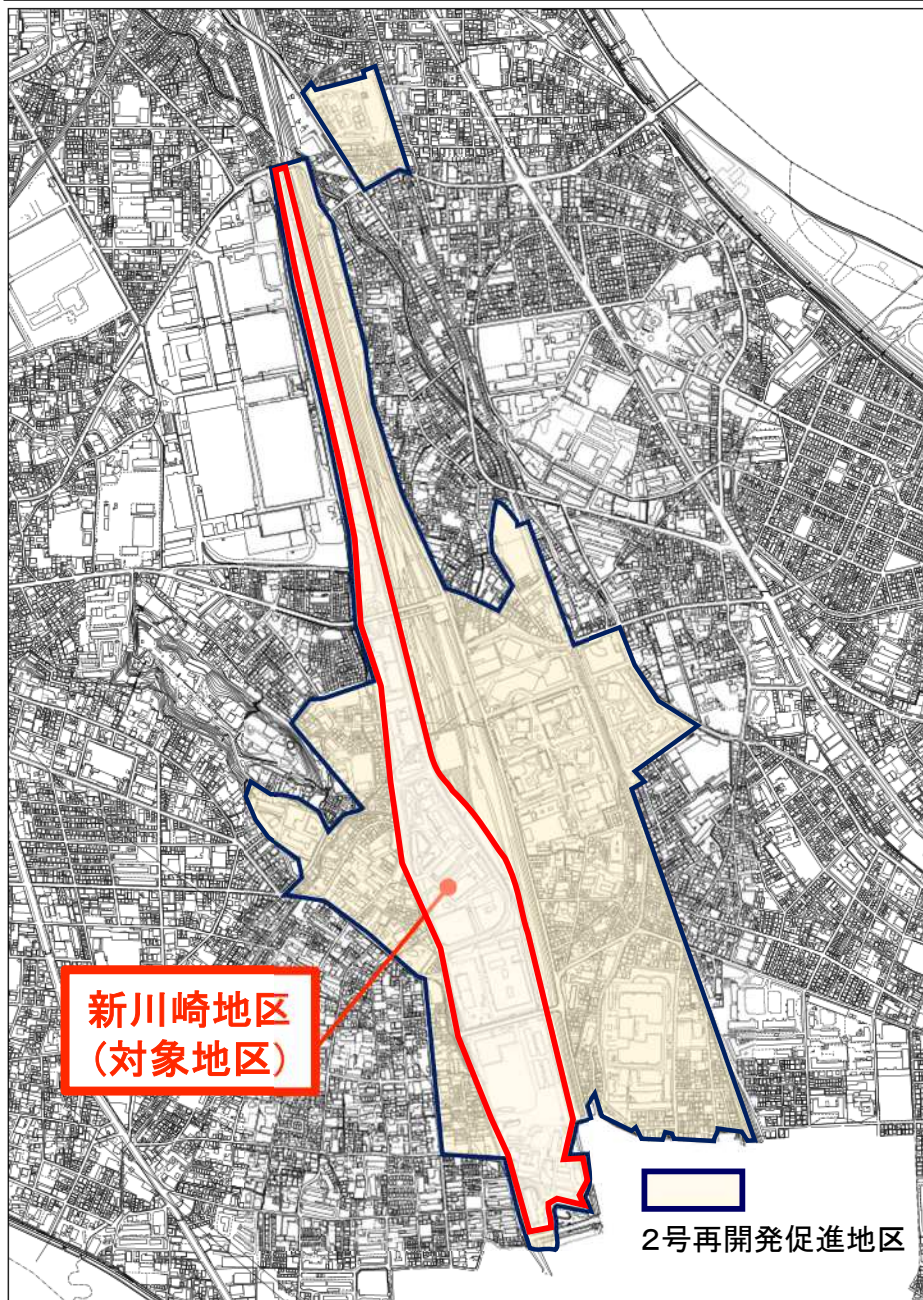
地域生活拠点である、新川崎・鹿島田駅周辺地区は、「川崎市総合計画」において、商業・業務・都市型住宅等の機能の集積を図るとともに、都市基盤等の整備を進め、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集積し、各地域の特性や個性を活かした拠点形成を推進する。

新川崎・創造のもりでは、最先端技術産業やイノベーション創出を促進する拠点の形成を推進する。

(2) 上位計画の位置付け

新川崎地区

都市再開発の方針（令和7年3月策定）



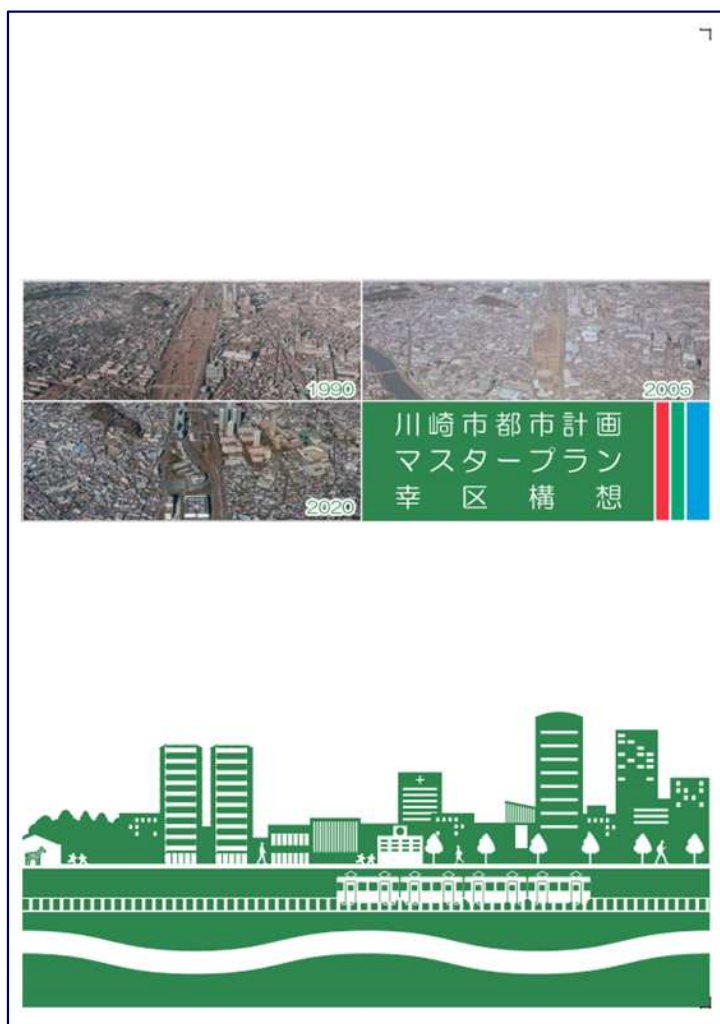
都市再開発の方針

- ・市街地等の整備方針を示すもの。
- ・市街地の再開発を促進すべき地区を「2号再開発促進地区」として指定し、機能更新の推進を図る。

新川崎・鹿島田・平間駅周辺地区は、地区計画による土地利用の誘導等により、商業・業務・研究開発・都市型住宅等の機能を適切に配置した拠点の形成を図る。

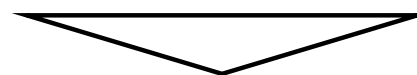
(2) 上位計画の位置付け

都市計画マスタープラン幸区構想(令和3年8月策定)



都市計画マスタープラン

- ・本市の都市計画に関する基本方針を示すもの

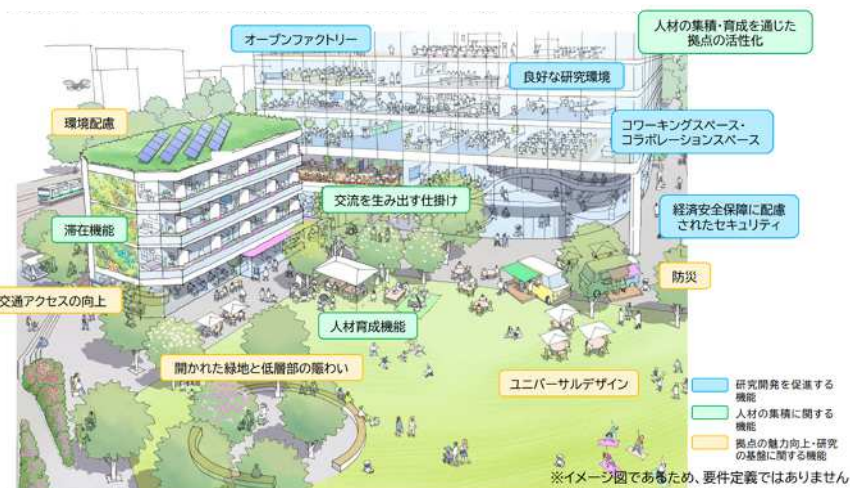


新川崎地区は、先端的な研究活動や産学官連携による研究開発企業の育成など、新しい産業の創出に向けて、「新川崎・創造のもり」を核としたものづくり・研究開発機能が集積した、「研究開発拠点」の形成を推進する。

新川崎・創造のもりの機能更新に向けた イノベーション拠点整備基本計画(令和7年3月策定)



導入機能の整理



イノベーション拠点整備基本計画

・機能更新の基本方針や土地利用・整備方針、
導入機能を整理し、とりまとめたもの。

新川崎・創造のもりにおいて、量子・AI・半
導体等の最先端コンピューティング、DX分
野の「知」と「人材」の集積地の形成をめざ
す。
高度人材が集積するイノベーション拠点の
形成や地域に開かれた憩いの空間の形成
等の実現をめざす。

新川崎・創造のもりの概況

○新川崎・創造のもりは、新川崎地区内のD地区に位置し、産学官の連携による新しい科学・技術や産業を創造する研究開発拠点の形成と次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指し、段階的な施設整備を推進しています。

- 平成12(2000)年にK²タウンキャンパスを慶應義塾大学と本市の連携・協力のもと開設
- 平成15(2003)年から、かわさき新産業創造センター(KBIC)として、3棟のインキュベーション施設(KBIC本館、NANOBIIC、AIRBIC)を順次開設
- 計100室、ラボ面積8,100㎡の首都圏最大級のインキュベーション拠点へと成長
- 民間事業者による企業向け賃貸ラボ約11,000㎡も整備され、大手企業のオープンイノベーション型ラボも立地



第1期事業(H12(2000)年～)
K²タウンキャンパス



K² 慶應義塾大学の約20
のプロジェクトが入居

第2期事業 (H15(2003)年～)
KBIC本館



ものづくり工房付き
新産業支援施設

第3期事業(H24(2012)年～)
NANOBIIC



ナノ・マイクロ技術の
産学官共同研究施設

第3期・第2段階事業
(H31(2019)年～)AIRBIC



官民連携整備の
オープンイノベーション拠点

2 事業概要

- (1) 新川崎・創造のもりの機能更新**
- (2) 都市計画の変更の内容**

(1)新川崎・創造のものの機能更新

新川崎地区



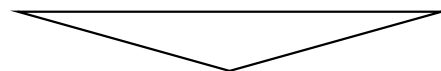
▽
パース向き



※今後、関係者協議により内容が変更する場合があります。

○新川崎・創造のもりの機能更新

新たな施設を整備し、
必要と考えられる機能を導入する



必要な都市計画変更の内容

- ・新川崎地区地区計画の変更
(建築物等の用途の制限 等)

3 都市計画素案

地区計画の変更

地区計画制度

用途地域・都市施設

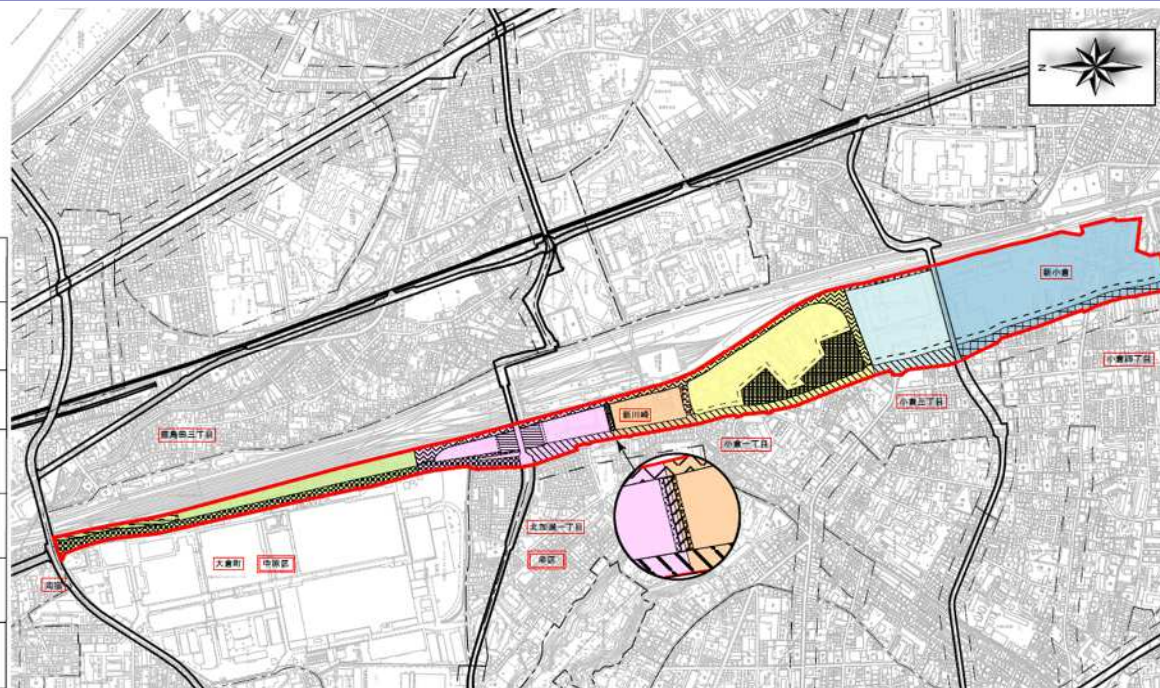
広域の土地利用を
調整・実現するもの

地区計画

街区単位できめ細かな
市街地像を実現するもの

関係権利者の意向を踏まえ、地区の特性にあった
まちづくりを行うための制度

区域境界	— 地区計画（再開発等促進区） 及び地区整備計画の区域
地区の区分	A 地区
	B 地区
	C 地区
	D 地区
	E 地区
	F 地区



平成 17 年 1 月 18 日 地区計画の決定

平成 17 年 3 月 18 日 地区計画の変更（第 1 回）

【D・E・F 地区に緑化率の最低限度を追加】

平成 20 年 12 月 8 日 地区計画の変更（第 2 回）

【A 地区を研究開発・ものづくり機能の強化を図る地区として土地利用方針等の変更】

平成 22 年 4 月 12 日 地区計画の変更（第 3 回）

【地区幹線道路の道路区域縮小に伴う地区計画の区域変更等】

素案

川崎市都市計画地区計画の変更（川崎市決定）

都市計画新川崎地区地区計画を次のように変更する。

名 称	新川崎地区地区計画
位 置	川崎市幸区鹿島田三丁目、北加瀬一丁目、小倉一丁目、小倉三丁目、小倉四丁目、新川崎及び新小倉並びに中原区大倉町及び荻宿地内
面 積	約 33.2 ha
地区計画の目標	新川崎・鹿島田駅周辺地区は、商業・業務・居住地の高度利用を誘導する地域生活拠点として位置づける新川崎地区は、これら諸機能の整備・誘導と併せて通じた産業の創出・育成及び市民利用機能の整備を図る。 本地区では、新川崎駅と鹿島田駅を結ぶペDESTリアンデッキや交通広場、古市場矢上線などが整備され、利便性や回遊性の向上を図ってきた。これらの都市基盤を活用して、諸機能を集積し、地域生活拠点にふさわしい魅力あふれる複合市街地を形成するため、次の5点を目標に地区計画を定める。 ① 道路、交通広場等の都市基盤と一体となった、業務核都市にふさわしい広域的な商業・業務拠点づくり ② 産業の創出・育成を目指したもののづくり・研究開発機能の強化 ③ 都市生活にゆとりとうるおいを与え、良好な都市景観の形成を図る緑豊かな公園等の整備 ④ 災害時における周辺市街地の防災性向上に寄与する公園、道路等の都市空間の確保 ⑤ 都市居住の多様なニーズに対応する都市型住宅の計画的な導入
土地利用に関する基本方針	本地区を6つの地区に区分し、それぞれの地区の特性に即した適切かつ良好な土地利用を実現するため、土地利用に関する方針を次のように定める。 ① A地区は、研究開発・ものづくり機能の強化を図る地区として、周辺市街地環境との調和に配慮しつつ、研究開発機能の導入を図る。 ② B地区は、JR横須賀線新川崎駅に架かる鹿島田跨線橋を中心に交通広場を整備することによって、地区の拠点性を高めるとともに、快適さと賑わいを演出する商業・業務機能や利便性の高い都市型居住機能の導入を図る。 ③ C地区は、優れた居住環境の都市型住宅を整備するとともに、居住者及び近隣住民のための生活利便施設等の導入を図る。 ④ D地区は、「新川崎・創造のもり」事業における研究開発機能の拠点整備を主体とし、量子・AI・半導体等の成長産業分野を中心に、「知」と「人材」が集積、交流する地区の形成を図る。併せて、市民の健康を増進し、交流を活発にし、新たな市民文化の創造を促していくために、「緑を中心とした憩い」、「防災」、「交流・学び」等の機能を有する市民利用施設や公園等を配置する。 ⑤ E地区は、業務・研究開発等の産業創出・育成機能の導入を図る。 ⑥ F地区は、産業創出・育成機能に、都市型居住機能を加えた複合機能ゾーンとして整備を図る。

変更なし

地区計画の名称

新川崎地区地区計画

地区計画の位置

川崎市
幸区

鹿島田三丁目、北加瀬一丁目、
小倉一丁目、小倉三丁目、
小倉四丁目、新川崎 及び 新小倉

並びに

中原区

大倉町 及び 荻宿地内

※住居表示の実施による変更

素案

川崎都市計画地区計画の変更（川崎市決定）

都市計画新川崎地区地区計画を次のように変更する。

名 称	新川崎地区地区計画
位 置	川崎市幸区鹿島田三丁目、北加瀬一丁目、小倉一丁目、小倉三丁目、小倉四丁目、新川崎及び新小倉並びに中原区大倉町及び荏宿地内
面 積	約 33.2 ha
地区計画の目標	新川崎・鹿島田駅周辺地区は、商業・業務・居住等の諸機能を適切に誘導し、計画的な土地の高度利用を誘導する地域生活拠点として位置づけられている。この拠点の一部を構成する新川崎地区は、これら諸機能の整備・誘導と併せて、ものづくり・研究開発機能の強化を通じた産業の創出・育成及び市民利用機能の整備を図る地区としている。 本地区では、新川崎駅と鹿島田駅を結ぶペデストリアンデッキや交通広場、古市場矢上線などが整備され、利便性や回遊性の向上を図ってきた。これらの都市基盤を活用して、諸機能を集積し、地域生活拠点にふさわしい魅力あふれる複合市街地を形成するため、次の5点を目標に地区計画を定める。 ① 道路、交通広場等の都市基盤と一体となった、業務核都市にふさわしい広域的な商業・業務拠点づくり ② 産業の創出・育成を目指したものづくり・研究開発機能の強化 ③ 都市生活にゆとりとうるおいを与え、良好な都市景観の形成を図る緑豊かな公園等の整備 ④ 災害時における周辺市街地の防災性向上に寄与する公園、道路等の都市空間の確保 ⑤ 都市居住の多様なニーズに対応する都市型住宅の計画的な導入
土地利用に関する基本方針	本地区を6つの地区に区分し、それぞれの地区の特性に即した適切かつ良好な土地利用を実現するため、土地利用に関する方針を次のように定める。 ① A地区は、研究開発・ものづくり機能の強化を図る地区として、周辺市街地環境との調和に配慮しつつ、研究開発機能の導入を図る。 ② B地区は、JR横須賀線新川崎駅に架かる鹿島田跨線橋を中心に交通広場を整備することによって、地区の拠点性を高めるとともに、快適さと賑わいを演出する商業・業務機能や利便性の高い都市型居住機能の導入を図る。 ③ C地区は、優れた居住環境の都市型住宅を整備するとともに、居住者及び近隣住民のための生活利便施設等の導入を図る。 ④ D地区は、「新川崎・創造のもり」事業における研究開発機能の拠点整備を主体とし、量子・AI・半導体等の成長産業分野を中心に、「知」と「人材」が集積、交流する地区の形成を図る。併せて、市民の健康を増進し、交流を活発にし、新たな市民文化の創造を促していくために、「緑を中心とした憩い」、「防災」、「交流・学び」等の機能を有する市民利用施設や公園等を配置する。 ⑤ E地区は、業務・研究開発等の産業創出・育成機能の導入を図る。 ⑥ F地区は、産業創出・育成機能に、都市型居住機能を加えた複合機能ゾーンとして整備を図る。

地区計画の目標

本地区では、新川崎駅と鹿島田駅を結ぶペデストリアンデッキや交通広場、古市場矢上線などが整備され、利便性や回遊性の向上を図ってきた。これらの都市基盤を活用して、諸機能を集積し、地域生活拠点にふさわしい魅力あふれる複合市街地を形成するため、次の5点を目標に地区計画を定める。

- ①道路、交通広場等の都市基盤と一体となった、業務核都市にふさわしい広域的な商業・業務拠点づくり
- ②産業の創出・育成を目指したものづくり・研究開発機能の強化
- ③都市生活にゆとりとうるおいを与え、良好な都市景観の形成を図る緑豊かな公園等の整備
- ④災害時における周辺市街地の防災性向上に寄与する公園、道路等の都市空間の確保
- ⑤都市居住の多様なニーズに対応する都市型住宅の計画的な導入

素案

川崎都市計画地区計画の変更（川崎市決定）

都市計画新川崎地区地区計画を次のように変更する。

名 称	新川崎地区地区計画
位 置	川崎市幸区鹿島田三丁目、北加瀬一丁目、小倉一丁目、小倉三丁目、小倉四丁目、新川崎及び新小倉並びに中原区大倉町及び荏宿地内
面 積	約 33.2 ha
地区計画の目標	新川崎・鹿島田駅周辺地区は、商業・業務・居住等の諸機能を適切に誘導し、計画的な土地の高度利用を誘導する地域生活拠点として位置づけられている。この拠点の一部を構成する新川崎地区は、これら諸機能の整備・誘導と併せて、ものづくり・研究開発機能の強化を通じた産業の創出・育成及び市民利用機能の整備を図る地区としている。 本地区では、新川崎駅と鹿島田駅を結ぶペDESTリアンデッキや交通広場、古市場矢上線などが整備され、利便性や回遊性の向上を図ってきた。これらの都市基盤を活用して、諸機能を集積し、地域生活拠点にふさわしい魅力あふれる複合市街地を形成するため、次の5点を目標に地区計画を定める。 ① 道路、交通広場等の都市基盤と一体となった、業務核都市にふさわしい広域的な商業・業務拠点づくり ② 産業の創出・育成を目指したものづくり・研究開発機能の強化 ③ 都市生活にゆとりとうるおいを与え、良好な都市景観の形成を図る緑豊かな公園等の整備 ④ 災害時における周辺市街地の防災性向上に寄与する公園、道路等の都市空間の確保 ⑤ 都市居住の多様なニーズに対応する都市型住宅の計画的な導入
土地利用に関する基本方針	本地区を6つの地区に区分し、それぞれの地区の特性に即した適切かつ良好な土地利用を実現するため、土地利用に関する方針を次のように定める。 ① A地区は、研究開発・ものづくり機能の強化を図る地区として、周辺市街地環境との調和に配慮しつつ、研究開発機能の導入を図る。 ② B地区は、JR横須賀線新川崎駅に架かる鹿島田跨線橋を中心に交通広場を整備することによって、地区の拠点性を高めるとともに、快適さと賑わいを演出する商業・業務機能や利便性の高い都市型居住機能の導入を図る。 ③ C地区は、優れた居住環境の都市型住宅を整備するとともに、居住者及び近隣住民のための生活利便施設等の導入を図る。 ④ D地区は、「新川崎・創造のもり」事業における研究開発機能の拠点整備を主体とし、量子・AI・半導体等の成長産業分野を中心に、「知」と「人材」が集積、交流する地区の形成を図る。併せて、市民の健康を増進し、交流を活発にし、新たな市民文化の創造を促していくために、「緑を中心とした憩い」、「防災」、「交流・学び」等の機能を有する市民利用施設や公園等を配置する。 ⑤ E地区は、業務・研究開発等の産業創出・育成機能の導入を図る。 ⑥ F地区は、産業創出・育成機能に、都市型居住機能を加えた複合機能ゾーンとして整備を図る。

土地利用に関する基本方針

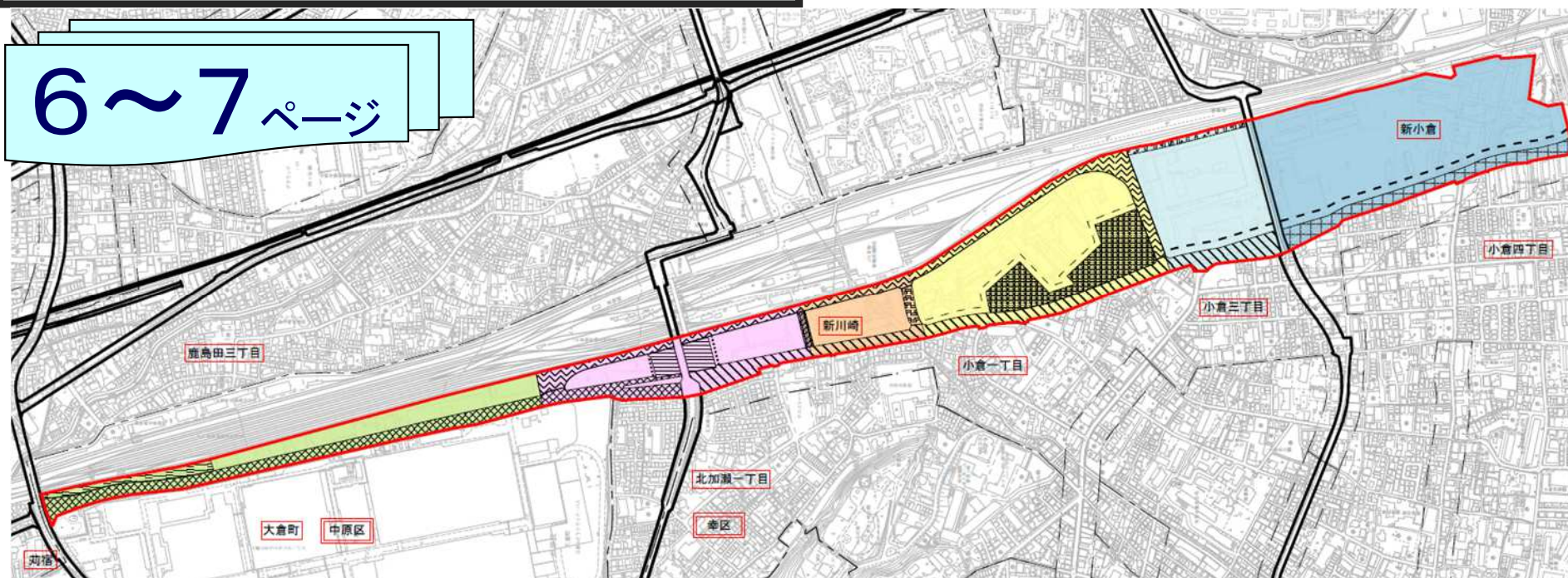
④ D地区は、「新川崎・創造のもり」事業における研究開発機能の拠点整備を主体とし、量子・AI・半導体等の成長産業分野を中心に、「知」と「人材」が集積、交流する地区の形成を図る。併せて、市民の健康を増進し、交流を活発にし、新たな市民文化の創造を促していくために、「緑を中心とした憩い」、「防災」、「交流・学び」等の機能を有する市民利用施設や公園等を配置する。

3ページ

変更なし

主要な 公共施設		地区幹線道路 1号
		地区幹線道路 2号
		地区幹線道路 3号
		地区幹線道路 4号
地区施設		交通広場
		区画道路
		歩行者専用道路 1号
		歩行者専用道路 2号
都市施設 (参考)		歩道状空地 1
		歩道状空地 2
		3・3・202号 さいわいふるさと公園
		2・2・236号 新川崎ふれあい公園

6～7ページ

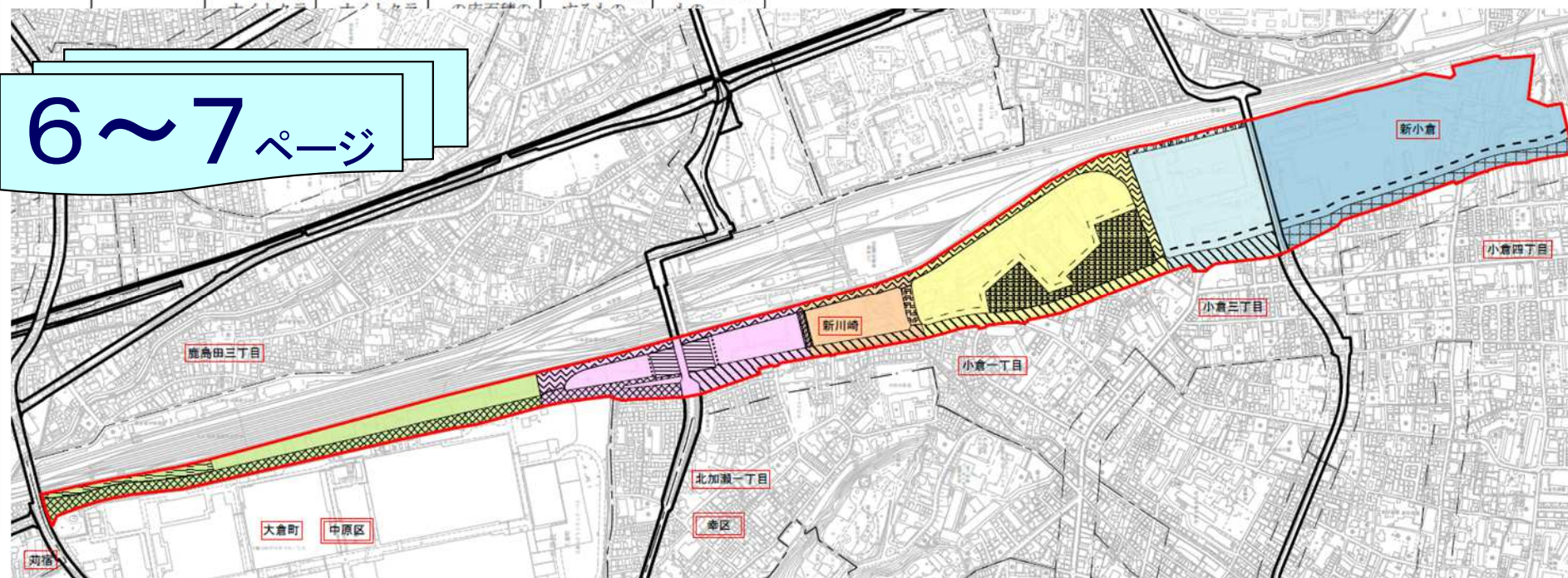


新川崎地区

変更なし

4ページ

6~7ページ



地区施設の配置及び規模		区画道路 幅員18m、延長約70m 歩行者専用道路1号 幅員6m、延長約60m 歩行者専用道路2号 幅員6m、延長約210m 歩道状空地1 幅員2m、延長約60m 歩道状空地2 幅員2m、延長約60m					
地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
	地区の面積	約4.3ha	約3.9ha	約2.0ha	約8.1ha	約4.8ha	約10.1ha
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ①事務所 ②研究所 ③学校 ④工場 ⑤公衆便所、 巡査派出所 その他これらに類する 公益上必要な建築物 ⑥前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ①住宅（共同住宅を除く。）、寄宿舎又は下宿 ②マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの ③キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ④工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むバン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） ⑤倉庫業を営む倉庫 ⑥自動車教習所	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ①住宅（共同住宅を除く。）、寄宿舎又は下宿 ②マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの ③キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ④劇場、映画館又は観覧場のうち客席の床面積の合計が200平方メートル以上のもの ⑤工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むバン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） ⑥倉庫業を営む倉庫 ⑦自動車教習所	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ①寄宿舎 ②学校、図書館その他これらに類するもの ③集会所 ④保育所 ⑤診療所 ⑥店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの ⑦事務所 ⑧研究所 ⑨ホテル又は旅館 ⑩倉庫（倉庫業を営むものを除く。） ⑪公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物 ⑫前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ①事務所 ②研究所 ③学校、図書館その他これらに類するもの ④工場 ⑤公衆便所、 巡査派出所 その他これらに類する 公益上必要な建築物 ⑥前各号の建築物に附属するもの ⑦飲食店 ⑧研究所 ⑨学校、図書館その他これらに類するもの ⑩工場 ⑪公衆便所、 巡査派出所 その他これらに類する 公益上必要な建築物 ⑫前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ①共同住宅 ②老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ③病院又は診療所 ④老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑤床面積の合計が1,500平方メートル以内の店舗 ⑥飲食店 ⑦事務所 ⑧研究所 ⑨学校、図書館その他これらに類するもの ⑩工場 ⑪公衆便所、 巡査派出所 その他これらに類する 公益上必要な建築物 ⑫前各号の建築物に附属するもの

建築物等の用途の制限

建築できる用途

- ①寄宿舎
- ②学校、図書館その他これらに類するもの
- ③集会所
- ④保育所
- ⑤診療所
- ⑥店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの
- ⑦事務所
- ⑧研究所
- ⑨ホテル又は旅館
- ⑩倉庫（倉庫業を営むものを除く。）
- ⑪公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
- ⑫前各号の建築物に附属するもの

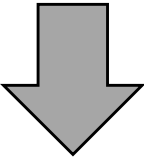
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	10分の30	10分の40	10分の30	10分の30	10分の30	10分の30
			ただし、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。 ① 建築基準法第52条第14項第1号の規定に基づく本市許可基準（平成19年3月20日 18川主指第1014号）に適合する建築物の部分 ② 当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として、自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分					
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の5	10分の6	10分の5.5	10分の5	10分の5	10分の5
			ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては、10分の1を加えた数値とし、同項第1号及び第2号に該当する建築物にあっては、10分の2を加えた数値とする。					
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡	2,000㎡	2,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡
			ただし、巡査派出所、自転車駐車場、公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物はこの限りでない。					
		壁面の位置の制限	建築物の外壁面を境とする敷地境界線を超えて建築してはならない。 ただし、次の建築物の部分についてはこの限りでない。 ① 地盤面下に設けられる基礎部分 ② 公衆便所、物 ③ 道路の上空に設けられる横断歩道橋、廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分					
			変更なし					
		建築物等の高さの最高限度	20m	120m	100m	45m	45m	45m
			ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12mまでは、当該建築物の高さに算入しない。					
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠については、川崎市の地域生活拠点としてふさわしい魅力あるデザインとする。					
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分に設ける垣又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等を主体とした開放性の高いものとする。					
		建築物の緑化率の最低限度	10分の1（ただし、敷地面積が1,000㎡未満の場合を除く）	—	—	10分の2.5	10分の2.5	10分の2.5

「区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設及び地区施設等」
壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

文言の整理

変更前

建ぺい率



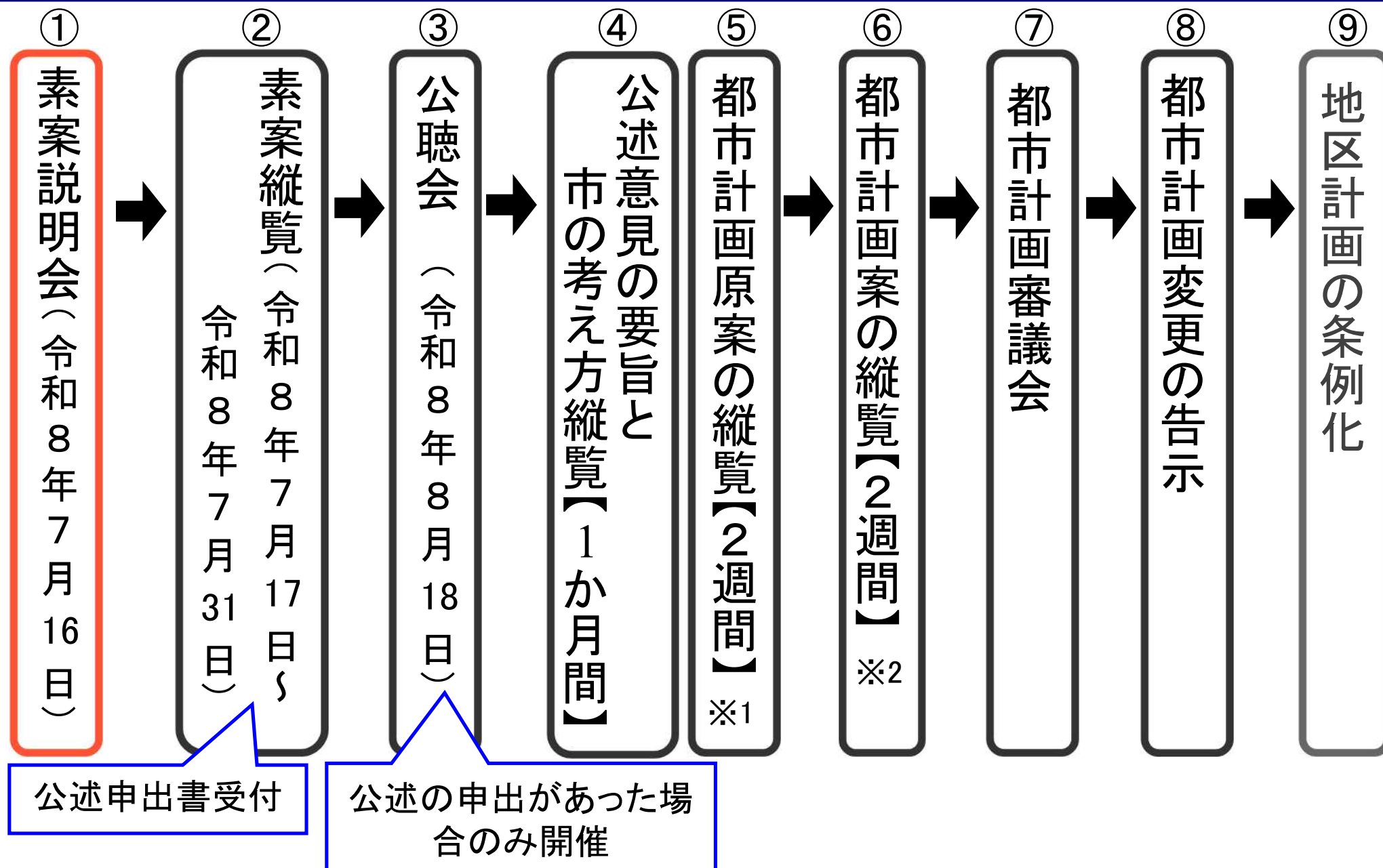
変更後

建蔽率

4 今後の都市計画手続

今後の都市計画手続(全体の流れ)

新川崎地区



※1 地区計画区域内の土地の所有者等の方が、地区計画に関する事項の都市計画の原案に対して、意見書を提出できます。

※2 川崎市民及び利害関係人の方が、本案件に関する事項の都市計画の案に対して、意見書を提出できます。

①

素案説明会（令和8年7月16日）



②

素案縦覧（令和8年7月17日～
令和8年7月31日）



③

公聴会（令和8年8月18日）

縦覧期間

令和8年7月17日（金）～
令和8年7月31日（金）

縦覧場所

- まちづくり局計画部都市計画課
- 幸区役所、幸区役所日吉出張所
- 中原区役所

（受付時間

平日 午前8時30分～午後5時

- 幸図書館
- 中原図書館

（受付時間

（幸）平日 午前9時30分～午後7時

（中原）平日 午前9時30分～午後9時

土日・祝日 午前9時30分～午後5時

縦覧期間中、「都市計画素案」を市ホームページに掲載します。

①

素案説明会(令和8年7月16日)



②

素案縦覧(令和8年7月17日～
令和8年7月31日)



③

公聴会(令和8年8月18日)

公述申出ができるのは、川崎市民又は利害関係人の方

申出期間

令和8年7月17日(金)～
令和8年7月31日(金)

申出方法

○書面での提出

- ・ 公述申出書を都市計画課へ郵送又は持参
- ・ 公述申出書の書式は自由
(氏名、住所、意見の要旨を記載)
- ・ 参考書式は縦覧場所又は本市ホームページで

○電子申請

- ・ 本市ホームページから申請

①

素案説明会(令和8年7月16日)

②

素案縦覧(令和8年7月17日～
令和8年7月31日)

③

公聴会(令和8年8月18日)

公聴会

日時：

令和8年8月18日(火)
午後7時

場所：

かわさき新産業創造センター
AIRBIC 1階会議室

- ・ 申出多数の場合抽選(定員10名)
- ・ 公述はおひとり15分以内
- ・ 開催しない場合は8月7日(金)頃までに
本市ホームページ及び縦覧場所に掲示

公述の申出があった場合のみ開催

公述人



公述の申出をされた方は都市計画素案に対する
ご意見を述べることができます。

※傍聴も可能です

都市計画素案説明会等のお知らせ

川崎都市計画地区計画の変更（新川崎地区地区計画） 川崎市

新川崎地区では、平成17年1月に再開発等促進区を定める地区計画を決定し、商業・業務・居住等の諸機能の整備・誘導と併せて、ものづくり・研究開発機能の強化を通じた産業の創出・育成及び市民利用機能の整備を図る地区として、約20年にわたり取組を進めてまいりました。これらの取組により、研究開発型企業の立地が飛躍的に進んだことで、本市を代表する産業集積地へと発展し、特に新川崎地区のうちD地区に位置する新川崎・創造のまちにおいては、段階的な施設整備が行われ、企業・大学等の集積が大幅に進捗するとともに、研究開発の成果が多数創出されています。

このような状況のもと、新川崎・創造のまちを、産学交流によるイノベーション創出拠点としての機能の強化を図り、新産業創出と科学技術振興の世界的な研究拠点へとさらに発展させるため、令和6年4月に「新川崎・創造のまちの機能更新に関する基本的な考え方」を示し、その実現に向けて、令和7年3月に「新川崎・創造のまちの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」を策定しました。

これに伴い、この度、新川崎・創造のまちにおいて、高度人材が集積するイノベーション拠点の形成や地域に開かれた憩いの空間の形成等を実現することで機能更新の効果の最大化を図るため、JR新川崎駅の西側に隣接する新川崎地区約3.2haのうちD地区について、地区計画の変更を行うこととなりました。

■変更の概要について

【予定案件】 地区計画の変更



■素案説明会の開催について

■日時：令和8年7月16日（木）午後7時から8時30分まで（開場：午後6時30分）

■場所：かわさき新産業創造センターAIRBIC（エアビック）（幸区新川崎7-7）

※先着200名を定員といたします。

お車での御来場は御遠慮ください。

■素案の縦覧及び公聴会について

都市計画素案について、次の期間で縦覧を行います。市民の皆さまの御意見をお聴きするため公聴会を開催いたしますので、都市計画素案について公聴会で御意見を述べたい方は、素案の縦覧期間中にお申し出ください。

（1）素案の縦覧について

●期 間 令和8年7月17日（金）から令和8年7月31日（金）まで

●場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（市役所本庁舎19階）、幸区役所、幸区役所日吉出張所、幸図書館、中原区役所、中原図書館

※市ホームページでも図書の閲覧ができます。

※都市計画課、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所は、平日の午前8時30分から午後5時まで。

※幸図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土日祝日の午前9時30分から午後5時まで。

※中原図書館は、平日の午前9時30分から午後9時まで及び土日祝日の午前9時30分から午後5時まで。

なお、休館日がありますので御注意ください。

（2）公述の申出について

素案の縦覧期間中に、都市計画課まで「公述申出書」を持参又は郵送していただくか、市ホームページから提出してください。川崎市民及び利害関係人の方が公述の申出を行うことができます。

※「公述申出書」は、市ホームページに申請フォームがあります。持参、郵送の場合は公述申出書を素案説明会で配布しますので御利用ください。なお、縦覧場所でも入手できます。

※郵送の場合は申出期間最終日（令和8年7月31日（金））の消印まで有効です。

※公述の申出が多数の場合、公述人を抽選で選定します。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。

※公述時間は1人15分以内です（公述人が多数の場合は変更あり）。

（3）公聴会の開催について

●日 時 令和8年8月18日（火）午後7時

●場 所 かわさき新産業創造センターAIRBIC（エアビック）（幸区新川崎7-7）

※公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。

※公聴会を開催しない場合は、令和8年8月7日（金）頃までに、市ホームページ、都市計画課、幸区役所、幸区役所日吉出張所、幸図書館、中原区役所、中原図書館に掲載し、お知らせいたします。

※傍聴を希望される方は、直接会場にお越しください（申込不要）。お車での御来場は御遠慮ください。

■今後の手続の流れ



※1 地区計画区域内の土地の所有者等の方が、地区計画に関する事項の都市計画の審査に対して、意見書を提出できます。

※2 川崎市民及び利害関係人の方が、都市計画の案に対して、意見書を提出できます。

※3 各手続について、下記メールマガジンの案内が配信される予定となります。

（お問合せ先）

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 電話 044-200-2712

（都市計画案件HP）

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-13-8-1-0-0-0-0-0-0.html>

手続のお知らせ（都市計画素案・案の縦覧時期等）は、メールマガジンでの案内も行いますので、配信を希望される方は御登録をお願いします。（メルマガ登録）

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000119911.html>

都市計画案件HP



メルマガ登録





KAWASAKI CITY